

## 医療従事者の優先利用措置の廃止について

令和2年から、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、医療提供体制のひっ迫が続いていた。

それに伴い、医療従事者の人材確保・就業継続支援の観点から令和3年4月入園より医療機関で勤務している医療従事者の子どもの認可保育所等の利用にあたって利用調整基準上の加点（1点）による優先利用措置を実施している。

令和5年5月8日現在、感染症法の位置づけについて「2類感染症」から「5類感染症」へ引き下げられたことも踏まえ、当該優先利用措置を廃止する。

適用時期：令和7年4月から

以上